

名古屋鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和5年6月27日（火） 10：30～11：10

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 久保、渡真利、浅井、本間、宮田、廣井、堤

4. 議事概要

- 事案処理職員から、令和5年6月1日（木）の第1回審議において、本件に係る公聴会を開催することを職権で決定していたものの、当該決定を踏まえて公述の申出を受け付けた結果、申請者を除き、公述の申出がなかった旨の説明を聴取した。
- これを踏まえて委員間相互で討議を行った結果、公聴会の開催を取り消すとともに、その代替措置として、名古屋鉄道株式会社からの意見聴取を実施することを決定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。